

# セックスワーカーの人権を尊重し、保護し、実現する国家の責務に関するポリシー

POL 30/4062/2016

2016年5月26日

## 目次

ポリシー要旨 .....	2
関連するアムネスティ・インターナショナルの立場 .....	4
用語 .....	5
複雑に絡み合う差別と構造格差 .....	7
政府による法律・政策の策定 .....	10
セックスワークへの就業 .....	10
セックスワークへの従事 .....	11
汚名、ステレオタイプと差別 .....	12
犯罪化とその他の処罰 .....	13
身体的、性的暴力 .....	15
搾取からの保護 .....	16
セックスワークの規制 .....	17
同意 .....	18
セックスワークからの離脱 .....	19
人身取引 .....	20

## ポリシー要旨

このポリシーは、セックスワークに従事する個人が世界中で高い確率で人権侵害を受けていることを認識して作られました。アムネスティ・インターナショナル（AI）は、セックスワークという言葉は、成人間の同意に基づくやりとりに関してのみ使用します。このポリシーは、セックスワーカーの人権の実現を阻んでいる最大の障壁を明らかにし、国家にはそれに対処する義務があることを強調します。

複数の複雑に絡み合う差別や構造格差が、多くのセックスワーカーの生活に影響を与えています。こうした差別や構造格差はセックスワークに従事・継続する決心や、セックスワークに従事する中での経験に影響を与えます。女性や、性的指向、性自認、人種、カースト、民族、先住民、移民その他の地位を理由にした差別に直面する人びとは、複数の形態の差別や構造格差に直面するだけでなく、性産業の中に占める割合が高くなっています。

セックスワーカーは、ジェンダーまたはその他のアイデンティティーに基づいた周縁化を経験する可能性があることに加えて、セックスワークに関与しているということを理由に、社会的または性的規範、あるいはジェンダーに関するステレオタイプからはみ出しているとみなされ、頻繁に非難・批判されます。セックスワークは汚名を着せられたり犯罪とみなされたりすることがあり、そのためセックスワーカーは、安全でもなく国家の保護も受けられないような「日陰」の危険な環境で仕事をするを日常的に強いられています。その結果、セックスワーカーは暴力や虐待のリスクにますます直面しますが、セックスワーカーに対するこのような犯罪は多くの場合届け出られることはなく、捜査も処罰もないため、加害者は処罰されないままです。

このポリシーは、セックスワーカーの人権を尊重し、保護し、実現する国家の責務を述べたものです。また、セックスワーカーが権利を実現するにあたって日常的に直面する障壁に最もよく対処できるとAIが考える国家の行動について詳述しています。このポリシーは、ハーム・リダクション（危害の極小化）の原則、ジェンダー平等、セックスワーカー個人の判断能力の承認、一般的な国際人権原則に基づいています。

**具体的には、このポリシーは国家に以下のことを求めています。**

- 周縁化や排除を助長し、周縁化された集団からセックスワークに従事する人を不釣り合いに増やし、セックスワーカーの差別につながるような、ジェンダーその他に関する有害な根源的ステレオタイプ、差別、構造格差に取り組む。
- すべての人の経済的、社会的、文化的権利に関連する国家の義務を遵守する。とくに、何人も貧困または差別のゆえに、生存の手段としてセックスワークに依存しなければならないということがないように、すべての人が教育と雇用の選択肢及び社会保障を

得ることができるようにする。

- ジェンダーおよびその他の形態の直接・間接の差別と闘い、女性と少女を含むすべての人および性的指向あるいは性自認・性表現、人種、カースト、民族、先住民、移民あるいはその他のアイデンティティーに基づく差別や虐待を受ける危険のある人の人権が等しく尊重され、保護され、実現されるよう保証する。
- 成人間の同意に基づく報酬を目的とした性サービスの提供を、直接あるいは事実上犯罪化したり処罰したりする現行法を撤廃し、そのような新法を導入しない。
- 路上徘徊、浮浪、移民資格に関する法律などを、セックスワーカーに対して差別的に適用しない。
- セックスワーカーの生活や安全に直接影響を及ぼすような法律や政策の策定に、セックスワーカーの意味ある参加を保障する。
- セックスワークのほとんど、あるいはすべての側面を一括して犯罪とするような法律ではなく、セックスワーカーの健康と安全を保護し、商業的性行為における搾取と人身取引（子どもを含む）のすべての行為を禁止する法律と政策を定める。
- セックスワークに従事する人がこれをやめるという選択をしたときに、やめることができるような実効性のある枠組みやサービスを提供する。
- セックスワーカーが、司法、保健その他の公共サービスに平等にアクセスでき、法律のもとで平等の保護を受けられるようにする。

**国家は以下の3段階の介入によって、上記の義務を積極的に果たさなければなりません。**

1. 商業的性行為および商業的性行為への子どもの関与について、強制労働、人身取引、虐待、暴力行為を禁止する刑法を適用する。
2. セックスワーカーが健康、雇用、差別に付随する法的保護を受けられるよう保証し、こうした人びとが虐待と搾取から効果的に保護されるよう保証する。
3. 人びとをセックスワークに入らせたり、セックスワーカーに社会的烙印を押ししたり、セックスワークをやめたい人をやめられなくするような複雑に絡み合う差別、有害なジェンダーステレオタイプ、経済的、社会的、文化的権利の否定などの問題に取り組むために、経済的、社会的、文化的な権利に特化した法律や政策を制定する。

AI は、成人間の同意に基づくセックスワークのすべての側面の非犯罪化を求めます。このような行為が犯罪化されることで、セックスワーカーの人権の実現に障壁が発生することが予見されるからです。後述するように、セックスワーカーの権利を保護するためには、性の販売を犯罪化する法律の撤廃だけでなく、同意した成人から性サービスを購入することや、セックスワークの組織化を犯罪とする（例えばセックスワークのために店舗を借りることを禁止するなど）法律の撤廃も必要であると AI は考えています。このような法律があることで、セックスワーカーは安全を犠牲にする方法でこっそりと仕事をするのを強

いられ、安全性を最大化することができなくなり、政府職員からサポートや保護を受けることができなくなっています。したがってこのような法律は、身の安全、住居、保健に関する権利を含むセックスワーカーの広範な人権を損なうこととなります。

このポリシーは、性を購入する権利や、性の販売により他者が経済的利益を得る権利があると主張するものではありません。むしろ、セックスワーカーを搾取し危害を加えようとする個人からセックスワーカーを保護することを求め、成人間の同意に基づくセックスワークを犯罪化することはセックスワーカーの人権の実現を阻むものであると認識するものです。

AI は、セックスワークに関する規制がどのような形をとるべきかについて立場を持ちません。また、司法管轄権内の業務・雇用習慣を広く規定する一般法とは別にセックスワークに限定した規定が必要かどうかについても立場を持ちません。

### 関連するアムネスティ・インターナショナルの立場

強制労働や人身取引（国内・国際にかかわらず、性行為目的を含め）は重大な人権侵害であり、犯罪とされねばなりません。国際法の下では、国家は人、とくに女性と子どもの取引を防止し、抑止し、処罰し、人身取引の犠牲者の人権を保護する広範な義務を負っています。

商業的性行為に巻き込まれた子ども<sup>1</sup>は性的搾取の犠牲者であり、国際労働機関はこれを最悪の形態の児童労働のひとつであり、重大な人権侵害であるとしています。こうした子どもたちはすべての必要な支援を含め、賠償と救済を受ける資格があります。国家は子どもが性的搾取を受けやすくなる根底にある要因（例えば社会的支援の欠如、差別、ホームレス、貧困、ジェンダーに関する有害なステレオタイプ、構造格差などがありますが、これらだけではありません）の排除に取り組む義務があります。国際法に基づき、国家は、性的搾取を目的として子どもを提供、移送、収受することを犯罪とみなし、子どもの搾取と虐待を防止するためにあらゆる適切な措置をとらねばなりません。さらに国家は、商業的性行為に関与したことで子どもたちが起訴されたり処罰されたりせず、犯罪の被害者としてサポートを受けることを保障する責任があります。こうした考え方に沿うならば、商業的性行為に従事する子どもたちが受ける最初のサポートが刑事司法制度を通じたものであってはなりません。

セックスワークに従事する人びとは、平等と非差別に基づき全範囲の人権を尊重される資格があります。したがってこのポリシーは、現行・将来のAIの関連人権ポリシーや立場と

---

<sup>1</sup> 「子ども」とは、特定の国における成人年齢にかかわらず、18歳未満をさします。

合わせて考慮されるべきものです。ジェンダー平等、ジェンダーに基づく暴力、性的暴力、非差別、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、インターセックス（LGBTI）の人びとの権利、人身取引、性と生殖の権利、司法へのアクセス、職場での権利、適切な住居に対する権利などに関するものを含め、AI の立場は、人権侵害に直面する他の人びとと同様にセックスワーカーにも平等に適用されます。セックスワーカーの権利の完全な実現のための闘いにおいて、AI は他のすべての活動分野でもセックスワーカーの権利を認識し、主流化しなくてはなりません。

## 用語

**セックスワーク**：このポリシーでは、「セックスワーク」という言葉を、買う側と売る側が合意した条件に基づく成人間の同意による性サービス（性行為を含む）<sup>2</sup>と何らかの形の報酬との交換という意味で使います。セックスワークはさまざまな形態をとり、国やコミュニティによっても異なります。またセックスワークは「公式」である度合いや組織化の度合いもさまざまです。

このポリシーでは、「セックスワーク」という言葉を、成人が同意の上で商業的性行為に従事している状況を示すために使用しています。脅迫、実力行使、詐欺、欺瞞、権限の乱用、子どもの利用など、同意がない場合は、商業的性行為は人権侵害であり犯罪とみなされねばなりません。（後述の「同意」の定義を参照）

**セックスワーカー**：このポリシーでは、「セックスワーカー」とはすべてのジェンダーの成人（18 歳以上）で、定期または不定期で、金銭や物品と引き換えに同意に基づく性サービスを提供する人をさします。

AI は、セックスワークやセックスワーカーをさすために使われる用語は文脈や個人の好みによりさまざまであり、セックスワークに従事する人びとがすべて自分を「セックスワーカー」と考えているのではないことを認識しています。AI は、可能なかぎり権利保持者または権利要求者自身が使う言葉を使いますが、一般的には「セックスワーク」「セックスワーカー」という言葉を使います。前述したように、これらの言葉は子どもに対しては使いません。

**犯罪化**：このポリシーでは、「犯罪化」という言葉は、同意に基づく成人のセックスワークを禁止し法律で罰則を定めるプロセスをさします。同意に基づく成人のセックスワークの犯罪化には通常 3 つの異なる形態があり、以下にまとめたように、国によってさまざまな

---

<sup>2</sup> このポリシーは、成人の舞踊やあからさまに性的な商品（ポルノを含む）の製造には適用されません。これらを除外するのは、AI が性の分野での暴力、強要、差別を容認しているからではありません。むしろ、関連する国際人権原則・基準に照らしてそのような行為を監視します。

組み合わせで適用されます。

- 同意に基づく成人の性の販売を犯罪とし、セックスワーカー自身を処罰の対象とする法律（例えば勧誘に関する法律など）。
- 同意に基づく成人のセックスワークの組織化を犯罪とする法律。例えば、売春宿の経営、売春のあっせん、売春のための店舗の借用、セックスワークの稼ぎへの寄生、情報提供や手助けによるセックスワークの助長などを禁止する法律が含まれますが、これらだけに限りません。こうした法律によって、組織を作ろうとしたセックスワーカーや、それを援助しようとした人たちに刑罰が科されることがあります。
- 同意した成人からの性の購入を犯罪とし、購入者を処罰の対象とする法律。

このポリシーでは、「犯罪化」という言葉をセックスワーク関連でない法律にも使います。例えば、路上徘徊や浮浪などに関する法律などは、セックスワークに従事する人びとに対して差別的に適用されたり、[セックスワークの] 事実上の禁止として作用することで、セックスワークに従事する人たちに不均等に強い影響を及ぼしたりすることがあります。同様に、移住に関する法律が、事実上、移民によるセックスワークの禁止として作用し、セックスワーカーに対して差別的に適用されることがあります。非正規（時に「違法な」ともいわれる）の入国や居住を犯罪とすることは、移民によるセックスワークの処罰化をもたらしたり助長したりする可能性があります。なぜなら、こうした仕事に従事することで国家当局の目につきやすくなりターゲットにされやすくなるからです。

**処罰化**：このポリシーでは、「処罰化」という言葉を、セックスワークに従事していることを理由に、性を売る人びとを処罰・規制したり、その自主を損なったりするという意味で刑法と同じ意図や効果を持つ法律、政策、行政規則に言及するときに使用します。例えば、罰金を科したり、「矯正」目的で収容したり、国外追放したり、子どもの親権をはく奪したり、社会福祉を受ける資格をはく奪したり、プライバシーや自主の権利を否定したりといったことですが、これらに限りません。

**人身取引**：このポリシーでは、国連の人身取引議定書に定められた人身取引の定義を使用します。この議定書では、人身取引は以下の3つの要件により成立すると定義しています。

1. 行為：人を獲得、輸送、引き渡し、蔵匿、收受する行為。
2. 手段：行為の達成の手段として、脅迫または暴力による強制、誘拐、詐欺、欺瞞、権限の乱用、弱い立場へのつけ込み、保護者の同意獲得に対する報酬の授受などが用いられる。
3. 目的：（行為や手段が）明確に搾取を目的としていること。

国連の人身取引議定書によれば、「人身取引」を構成するには上記の3要件が満たされてい

なければなりません。唯一の例外は、子どもが犠牲者であるときで、上記のどの要件も満たしていない場合にも人身取引という犯罪が行われたとみなされます。性産業に送り込む場合を含め、人身取引はセックスワークとは異なります（詳細は「人身取引」の項を参照）。

**同意**：国際法には、同意に関する明確な統一された定義はありませんが、このポリシーでは、この言葉を、特定の性行為に関与するための自発的で継続中の同意という意味で使用します。性行為あるいは性の販売への同意は暴力への同意を意味せず、同意はいつでも撤回することができます。同意の有無に関する分析は、事実や文脈ごとに行われる必要があり、性を売る個人の見解、視点、経験は、同意の問題を検討する際に基本とされなければなりません（詳細は「同意」の項を参照）。

### 複雑に絡み合う差別と構造格差

セックスワーカーに対する人権侵害は、セックスワークの犯罪化のみにとどまらず、汚名、ジェンダーに基づく暴力、差別の結果でもあります。そのうえ、複数の複雑に絡み合う差別と構造格差が多く、セックスワーカーの生活に影響を及ぼしています。こうした差別や構造格差は、セックスワークをする中で経験することでもあり、また個人がセックスワークに関わったり続けたりする決断に影響を与えます。セックスワーカーに対する差別や、ジェンダー、性的指向、性自認、人種、カースト、民族、先住民、移民などの地位に基づく差別が直接・間接に存在し、それらがまじりあって、こうした人びとが十分に人権を享受するために必要なリソース、機会、安全、力を得られなくなっています。差別や格差の影響を受ける人たちは、セックスワークに従事している人たちの中でしばしば高い比率を占めています。

女性は多くの社会でジェンダー差別や構造格差の壁に直面しています。女性は貧困である率が高く、世界中でセックスワーカーの多数を占めています。ジェンダー格差は社会の構造に組み込まれ、あらゆるレベルでパワー配分やリソースへのアクセスに影響を及ぼしています。性的指向、性自認、人種、カースト、移民の地位、民族、先住民であることなどの複数の複雑に絡み合った形態の差別に直面する女性は、人権の十分な享受に対する多重障壁となる複合的な格差を経験しています。

LGBTI のセックスワーカーや、それ以外でジェンダーや性の規範をはみ出しているとみられている人びとは、複雑に絡み合う差別や周縁化に直面します。例えば、世界のセックスワーカーの大多数がシスジェンダー<sup>3</sup>の女性である一方で、比率で見れば、セックスワークに従事するシスジェンダーの女性が女性人口に占める割合に比べて、セックスワークに従事

---

<sup>3</sup> シスジェンダーの人びとは、出生時の身体的な性別に基づく伝統的な期待と自分の性表現や性自認が一致する人びとです。広い意味で、「トランスジェンダー」の反意語です。

するトランスジェンダー<sup>4</sup>の人びとがトランスジェンダー人口に占める割合のほうが高くなっています<sup>5</sup>。これは、社会の中で周縁化されることが多いトランスジェンダーの人びとの立場を示しています。深く根付いた偏見が、LGBTIの人びとが教育を受ける機会を妨げ、その結果こうした人びとの職業や住居の選択肢を狭めています。またこうした人びとは、汚名を着せられたり構造的差別があったりするために、司法や社会支援サービスへのアクセスも他の人びとよりも少ない傾向にあります。LGBTIのセックスワーカーが直面する差別は、人種、カースト、民族、先住民、移民その他の地位などの要因に基づく差別と混合され増幅されることがあります。

多くの国で、シスジェンダーの男性<sup>6</sup>のセックスワーカーも大きな比率を占めており、複数の複雑に絡み合う差別に直面することがあります。

加えて、性自認、表現、性的指向にまつわる社会規範にはまらないセックスワーカーは、浮浪、公衆迷惑、良俗、異性装に関する法律のほかに、同性間の性行為を犯罪とみなす法律によって直接的に標的にされています。

人種、民族、カースト、先住民・移民であることを理由に差別を受けている人びとの割合は、性を売る人びとの中で不均等に高いことが多くなっています。このことは、こうした人びとに対して社会的、政治的、歴史的要因や否定的な決めつけによる構造的差別があることを反映しています。こうした力学は根強い場合が多く、先住民の場合と同様、植民地抑圧の歴史を反映している場合が多いのです。現代では、このような力学は貧困およびその他の形態の排除によって強まることがあります。またこうしたことによって、セックスワークにおいて、警察官、裁判官、行政官などの当局者による犯罪化比率の増加、権限の乱用、差別といった人権侵害が発生する危険が高まるおそれがあります。

セックスワーカーがジェンダーその他のアイデンティティーや立場のゆえに直面する周縁化に加えて、こうした人びとはまた、セックスワーカーであるからという理由で、社会的、性的な規範からはみ出し、ジェンダーの役割やステレオタイプにあてはまらないとみられ、非難や批判を受けたり決めつけられたりすることがよくあります。さらにこうした人びとは、矯正を拒否したり、そのような指向をやめたり禁止措置に従わなかったりした場合に、個人の判断能力や自由を否定されたりさらなる辱めを受けたりする可能性があります。セ

---

<sup>4</sup> この文書ではトランスジェンダーという語を、出生時の身体的な性別に基づいて伝統的に期待されるものとは異なる性自認や性表現を持つ人々をさします。トランスジェンダーの人びとのすべてが自分を男性あるいは女性と認識しているわけではありません。トランスジェンダーという語には、第三のジェンダーの人びとや、複数のジェンダーやノージェンダーの人びとも含まれます。

<sup>5</sup> トランスジェンダー人口のうち43%がセックスワークの経験があるとの推定がある国もあります。

<sup>6</sup> 男性のセックスワーカーは、すべてのジェンダーに性を売る男性を含み、ヘテロセクシュアル、バイセクシュアル、ゲイのいずれでもあり得ます。

ックスワーカーは汚名を着せられたり犯罪扱いを受けたりしがちであり、そのためセックスワーカーは社会の片隅でひっそりと危険な環境の中で、安全をほとんど保障されず国家の保護もないまま仕事をするを日常的に強いられています。セックスワーカーは多面的な差別と排除に直面しており、そのために暴力と虐待を受けるリスクが高く、加害者は罪に問われないままとなっています。

国際人権法のもとでは、国家はジェンダーまたはその他の形態の直接・間接の差別を撲滅する義務および女性と少女を含むすべての個人および性的指向または性自認、人種、カースト、民族、先住民、移民またはその他の地位を理由に差別を受ける危険のある人びとの人権が平等に尊重、保護、実現されることを保障する義務を負っています。

国家は、差別を撲滅し実質的な平等を達成する義務を負っています。このような義務のひとつとして、差別の土台となっている文化的、社会的な態度を転換するための実効性のある措置を講じることがあります。これには、男性優位、男女の伝統的役割概念といった考え方に基づいた、構造格差を維持し女性その他の差別の危機にある人びとの人権と基本的自由の享受を損なうような有害なジェンダーその他のステレオタイプを排除することを目的とした措置が含まれます。即時の措置としては、差別的な法律、政策、慣例の是正、臨時特別措置の導入、差別撲滅と平等推進のための国家機関の能力強化、すべての人びと、とくに差別と周縁化の危機にある人びとの全面的な人権の享受推進のための公衆教育と啓発のためのプログラム開発と主導があります。こうした措置の目的は、セックスワーカーに対する汚名と差別の撲滅でなければなりません。国家は、女性を物とみなすようなステレオタイプを打破する措置を講じる広範な義務を負い、人権を侵害することのない方法でこの目的を達成しなければなりません。国家はセックスワークの犯罪化によってこの目的を達成しようとするのではなく、教育や啓発といった手段を使ってこのようなステレオタイプを打破するための人権を遵守した措置を用いなければなりません。

AI は、周縁化された人びとの状況を支援・改善するための政策は、個人をエンパワーするものでなければならず、こうした人びとの居住・労働環境を危険にさらしたり犯罪化したりするものであってはならないと考えています。AI は、セックスワーカーがその仕事に従事し、継続し、またはやめることを決断する力を承認・尊重します。セックスワーカーは、自分たちの福祉と安全を最大化するための最適なメカニズムを定義する手助けができる最善の位置にいるにもかかわらず、周縁化の結果、世界的に、こうした人びとの声は往々にして聞こえにくかったり消し去られたりしています。AI は、この分野の仕事に参加型のアプローチをとり、セックスワーカーの権利保護を支援するために当事者の意見を聞くことを重視します。

## 政府による法律・政策の策定

すべてのセックスワーカーが、自身の生活に影響を及ぼすような決定に、差別なく参加する権利が守られねばなりません。就業することについてであれ、やめることについてであれ、セックスワークに関する法律や政策を策定するにあたり、政府はとくに現職を含めたセックスワーカーの意味ある参加と意見聴取を保証しなければなりません。周縁化された集団のセックスワーカーや、例えば性的指向、性自認、人種、カースト、民族、先住民であることなどに基づく差別に直面しているセックスワーカーを巻き込まなければなりません。効果的な意見聴取をするためには、匿名で参加できるなどの措置を取り、セックスワーカーを犯罪化、報復、危害から保護しなければなりません。また意見聴取のプロセスでは、意味ある関与を可能にするような情報とリソースへの実効性のあるアクセスを保障しなければなりません。

先住民族の状況および個々の先住民が経験している複数の形態の差別は、全体として国民に一般的に適用可能な決定を含めた政府決定が、先住民族と個々の先住民に対してはまったく意味の違う不均等な影響を与えていることを意味しています。政府はこうした影響をしっかりと認識・予測していない可能性があります。国際法は、先住民族には意思決定プロセスに参加する明白な権利があると認めています。起こりうる危害の深刻さなどさまざまな要因により、意思決定に参加する権利には、自由な、事前の、情報を得たうえでの同意に基づいて参加する権利が含まれます。

国家、地域、地方、コミュニティーなどあらゆるレベルの政府決定は、セックスワークの犯罪化や処罰化の撤廃を含め、セックスワーカーの人権保護を保障するものでなければなりません。

## セックスワークへの就業

セックスワーカーは、さまざまな人びとからなる集団です。異なる出自とアイデンティティを持った人びとがさまざまな理由からセックスワークに従事し、多様な経験を報告しています。好きでセックスワークに就く人もいます。労働時間を自分で調節できたり、他の仕事よりも割がよかったりするからです。しかし多くの人にとって、セックスワークに就くことは仕事の選択肢が限られているからです。例えば、就業許可を認められなかった非正規移民であるがゆえに、非公式な仕事に依存する人びとに開かれた数少ない収入源である場合もあります。また、貧困から緊急の必要に迫られてセックスワークに就く人もいます。

国際法のもとで国家は、人びとが生存の手段としてセックスワークに依存しなければならないということのないようにするために、社会に十分なセーフティネットを築き、複雑に

絡み合う差別と構造格差に対処する義務を負っています。すべての人が社会保障を受ける権利は、経済的、社会的、文化的な権利に関する国際規約などの国際法で認められています。

主に刑法によって、セックスワークへの関与を思いとどまらせたり処罰したりしようとする国家の対処方法は、セックスワーカーの人権に悪い影響を及ぼす一方で、セックスワークに就きたくないと思っている人びとにサポートも別の職業の選択肢も与えていません。さらに、子どもや高齢者、障がいを持つ人びとの世話をする責任は主として女性が担っているため、国家によるこのような対応は、家族、とくに子どもたちにも往々にして悪い影響を及ぼしています。

セックスワークへの就業について、国家は以下を実現しなければなりません。

- セックスワークに関する政策とプログラムの中心的な目的を、セックスワーカーの人権の保護とする。
- 国際人権法に基づく義務に沿って、生存の唯一の手段としてセックスワークに依存する人がいないように、十分な生活水準に対する権利および社会保障を受ける権利を確保するための実効性のあるプログラム、法律、政策を採択し実施する。
- 何びともその意志に反して性の販売を強制されることのないようにするための法的保護を保証・実施し、このような保護措置が（移民を巻き込むものを含め）セックスワークと人身取引を混同したり、セックスワーカーの人権を侵害したりしないようにする。
- 周縁化された個人や集団が、積極的に力をつけることができ、個人の判断能力が尊重され、人権の実現が保証されるような自由選択の仕事に就くことができるように、適切な教育の選択肢とサポートを提供する。
- 雇用における差別を含め、セックスワークに大きな割合で存在する周縁化された個人や集団に対する差別を撲滅するために必要なすべての措置を講じる。
- 社会的、文化的慣習を是正し、格差と差別を維持し助長するようなステレオタイプ（とくにジェンダー役割に関するステレオタイプ）を覆すために必要なすべての措置を講じる。

### セックスワークへの従事

セックスワーカーは、世界中で高い割合で人権侵害に遭っています。その人権侵害は、官民の広範な人たちによってなされます。例えば、法執行官、顧客、セックスワークにかかわる第三者、その他の民間人、家主、医療関係者などです。国家がセックスワークに従事することを犯罪化、処罰化しようとすることでセックスワーカーは無力化され、汚名を着

せられ、差別と社会的格差が進み、セックスワーカーへの人権侵害に対する不処罰の風土が維持されます。

### **汚名、ステレオタイプと差別**

セックスワークは一般的にひどく蔑視され、セックスワーカーは日常的に官民双方からの偏見と差別にさらされています。セックスワーカーは、しばしば社会的、性的、ジェンダー的な規範とステレオタイプをはみ出しているとみなされ、処罰、非難、社会的排除の対象となっています。ほとんどの国におけるセックスワークの犯罪化とセックスワーカーの処罰化によって、セックスワーカーの生活全般において犯罪者という立場（あるいは違法性があるとの推測）がついて回ります。セックスワーカーは、セックスワークに従事することによる過去と現在の犯罪歴によって差別を受けることがあります。こうした現実によって、セックスワーカーが不品行で社会的に無責任な犯罪者であり、セックスワークに従事する中で被害、処罰、決めつけを受けて当然だという差別的な見方が助長されています。

判断力や能力に欠けるとして、すべてのセックスワーカーをひとまとめにステレオタイプで見ることを避けなければなりません。そのような見方はセックスワーカーにとって有害で無力化を進めるものであり、世界中の多くのセックスワーカーの状況や経験についての証拠を反映していません。多くのセックスワーカーが女性で、既に周縁化され抑圧されている集団に属しているという事実が、ほとんどの場合に偏見を助長しています。つまりこうした人びとは複数の複雑に絡み合った形の差別を受けていて、決めつけ、ステレオタイプ化、非難、犯罪化に頻繁に直面しているのです。汚名はセックスワーカーの子どもにもおよび、被害をもたらす可能性があります。

**セックスワーカーに向けられた汚名と差別を取り除くために、政府は以下のことを実現しなければなりません。**

- セックスワーカーとその家族に対する汚名と多様な形の差別に取り組むための政策とプログラムを策定する。策定にあたっては、複数の形態の差別に直面している人を含め、セックスワーカーの意味ある参加と協議を保証する。
- セックスワーカーとその家族が法の下での平等な保護を受け、あらゆる形態の差別から守られるようにする。
- セックスワーカーとその家族に対する有害なステレオタイプと汚名をなくするための措置を講じる。その措置には、法執行官がセックスワーカーの尊厳と人権の尊重を推進するためのプログラム実施や、セックスワーカーが自身の権利を行使するための法的サポートを保障することが含まれる。

- セックスワーカーに保健医療、住宅、教育、社会保障その他のサービスや政府のプログラムへのアクセスを差別なく提供し、セックスワークへの従事を理由にセックスワーカーを処罰することにつながるような措置を撤廃する。

### 犯罪化とその他の処罰

AI が集めた直接・間接の証拠から、同意に基づくセックスワークの犯罪化と処罰化は、幅広い人権分野に対してマイナスの作用をもたらすことが予見できます。ここでいう人権とは、生命に対する権利、自由、自己決定、安全に対する権利、平等の権利、差別を受けない権利、拷問あるいは残虐、非人道的または品位を傷つける処遇や処罰を受けない権利、プライバシーの権利、可能な限り最高の健康水準を得る権利、情報と教育に対する権利、意見と表現の自由の権利、適切な住居の権利、公正で好ましい労働条件の権利、家族との生活と家族を築く権利、人権侵害からの回復の権利などです。

犯罪化がセックスワーカーの医療保健と情報の権利を妨げ、損なうという証拠があります。特に、性行為で感染する疾患と HIV の予防、検査、治療などです。セックスワークの犯罪化が世界的な HIV 予防の努力を直接的に妨げていることが明らかにされてきました。例えば多くの国で警察は、セックスワークという犯罪の証拠としてコンドームを押収しますが、このことがコンドームの使用を控えることにつながったり、到達可能な最高水準の健康の権利をますます妨害したりしています。

成人間の同意に基づく性行為の犯罪化は、性と生殖に関する保健サービスへのアクセスを妨げる法的障害となるため、性と生殖の権利を尊重する義務に国家が違反するものであるととらえられています。国家は、「個人または特定の集団が性と生殖に関する保健施設、サービス、商品、情報にアクセスすることを犯罪化し、妨害し、損なう法律、政策、慣習を撤廃する」直接的責務を有しています。

セックスワーカーは一人で仕事をしなければならないと法律で定められている場合や場所の確保が禁止されている場合、安全に仕事をする環境が大きく損なわれます。同意に基づく性行為に対価を支払うことやセックスワークを組織化することを禁止する法律がセックスワーカーの仕事に困難にし、セックスワーカーの処罰化につながっています。通常こうした法律があることで、セックスワーカーは隠れて仕事をするのを強いられ、自分の安全確保のための行為を禁じられます。このことが安全、住居、健康の権利などのセックスワーカーの人権を侵害しています。セックスワークの組織化を禁止する法律はセックスワーカーに対して適用されるだけでなく、場合によっては家族にも押しつけられています。

セックスワークの犯罪化は、法執行官その他の官憲がセックスワーカーに対して処罰を受けることなく暴力やいやがらせや恐喝を行う環境を作り出します。セックスワーカーが警察に犯罪被害を届ければ犯罪化、処罰化、生活手段の喪失の脅威にさらされるという場合、司法へのアクセスや法の下での平等な保護を求めることが大きく妨げられます。これは逆に言えば、セックスワーカーに対して暴力や虐待を行う者に不処罰を提供していることとなります。

セックスワークを犯罪化する法律を執行することは、セックスワーカーの強制排除、恣意的逮捕・捜査・監視・訴追・過酷な処罰（むち打ち刑や石打処刑など）につながる場合があります。それはまた、セックスワーカーが住居、教育、社会保障などの制度にアクセスすることを制限することになります。このような人権侵害は、貧困の中で暮らすセックスワーカーとその子どもや家族にとくに悪い影響を及ぼします。

セックスワークが犯罪化されている場合、セックスワーカーが保健や安全に関する法律のほかに、労働諸法のもとでの保護も受けられないことが多く、労働組合を組織したり加入したりして労働条件や保健面と安全面の状況を向上させることが困難あるいは不可能になります。これにより、セックスワーカーが第三者から搾取される危険性が高まります。またセックスワークの犯罪化は、自分の身体について自己決定する権利を含めたプライバシーの権利を侵害します。また、世界的に貧困にあえぐのは圧倒的に女性が多く、教育と雇用の機会が少なく財源も得にくく、さらに家族や地域社会で人びとの介護役を果たすことが多いことから、セックスワークの犯罪化と処罰化はこの仕事に就く女性に対して段違いの影響を及ぼしている可能性があります。

セックスワーカーは複数の複雑に絡み合った形態の犯罪化と処罰化の対象になるおそれがあります。セックスワーカーは性的指向や性自認を理由に差別を受けるおそれがあり、国によってはセックスワーク禁止法や同性間の性行為を禁止する法律、また異性装を禁止するなどジェンダー表現の基準を強制する法律による犯罪化に直面します。HIV とともに生きるセックスワーカーは、セックスワーク禁止法に基づく犯罪化に加えて、HIV の感染、曝露、非開示に関する法律によってさらなる差別を受けるおそれがあります。墮胎が禁じられている国や婚外交渉が犯罪となる国では、女性のセックスワーカーはさらなる犯罪化にさらされることとなります。同様に、非正規の（時に「違法な」ともいわれる）移住・居住を犯罪とする法律が、移民や難民によるセックスワークの処罰化・厳罰化をもたらすことがあります。なぜなら、こうした仕事に就く移民・難民は目につきやすく、国家によるターゲットになりやすいからです。

セックスワークの犯罪化で引き起こされる人権侵害に対処するために、国家は以下のことを実現しなければなりません。

- 報酬目的での成人間の同意に基づく性サービスの交換を直接、間接に犯罪化、処罰化する法律を廃止し、または新たにこうした法を導入することを差し控える。
- セックスワークに適用される刑法は、(権限の乱用によるものを含めて) 性を売ることを強制するなどの強要と搾取を明確に禁止し、セックスワーカーへの加害行為に対処するものとする。こうした法律はセックスワークと暴力・搾取を混同する形で適用されたり、セックスワークの事実上の禁止という形で適用されたりしてはならない。
- セックスワーカーに対して、路上徘徊、浮浪、移住に関する法律を差別的に執行しない。
- セックスワーカーが法律や司法へのアクセスにおいて平等の保護を受ける資格を保障し、差別禁止、労働、保健、安全その他の法律の適用において、直接的に、または事実上セックスワーカーが排除されないようにする。

### 身体的、性的暴力

多くの国でセックスワーカーは官民の手による暴力に直面しています。これは、セックスワーカーに対する汚名と差別を反映したものであり、犯罪化のゆえに助長されています。セックスワーカーに対する暴力は、ジェンダーに基づく場合が多く、またその他の形態の差別から発生する場合があります。

刑法やその他の懲罰的な法律や政策が存在し、セックスワーカーが暴力からの法的保護を求められなかったり、安全でない方法で仕事をしなければならなかったりする場合、セックスワーカーに対する暴力は悪化します。ほとんどの国で法執行はセックスワーカーを暴力から守ることをきちんと目的としておらず、刑法の執行でセックスワークを禁止しようとしています。これは、セックスワーカーと法執行官の敵対関係を作り出し、セックスワーカーの安全を守ることを困難にし、法執行官自身を含め、セックスワーカーに暴力を振るったり虐待したりする者の不処罰につながっています。

多くの国でセックスワークのいろいろな側面が犯罪行為とされているので、セックスワーカーは警察の保護を当てにできません。多くのセックスワーカーにとって、仕事のなかで受けた犯罪被害を届けることは自分自身が犯罪者として処罰されたり、稼ぎを没収されたりすることにつながり、また顧客が取り調べられることで生活の糧を失うことにつながります。このためセックスワーカーは犯罪被害の回復を求めることができず、加害者が野放しになりがちです。さらに、セックスワーカーが汚名を着せられ犯罪化された立場にある多くの国では、法執行官による嫌がらせ、賄賂の要求、身体的および性的暴力があります。

犯罪化や処罰化のおそれがない場合、セックスワーカーは暴力、人権侵害、さらには人身取引の加害者を特定するために警察に協力しやすくなります。

性の購入やセックスワークの組織化を犯罪化する法律、例えば売春宿の経営、客引きに関する法律がある場合、セックスワーカーは自らの安全を阻害する形での労働を強いられることが多くなります。性の購入を禁止することは、セックスワーカーと客との取引を犯罪化します。こうした法律はセックスワーカーではなく顧客を処罰することを意図したものです。実際には顧客がつかまらないように顧客が指定する場所に向いて営業することになり、セックスワーカーのリスクを高めることになります。セックスワークの組織的な運営を禁止する法律は、セックスワーカーが共同で安全な場所を借りたり、警備・サポート人員を雇ったりすることを禁止しているので、安全な環境で営業しようとする訴追・処罰されることになります。セックスワーカーが安全な環境で仕事をするための行為を禁止するという意味で、犯罪化はセックスワーカーの安全に対する権利を否定しています。

**セックスワーカーを暴力から守るために、国家は以下のことを実現しなければなりません。**

- レイプ、性的暴力、権限の乱用、暴行、ゆすりその他のあらゆる犯罪からの保護と被害の回復をセックスワーカーが十分に、また差別なく受けられるようにする。
- セックスワーカーに対する暴力を、差別なく効果的に捜索、訴追、処罰するために必要なすべての措置をとり、必要な場合、人権尊重に沿った取り締まりの標準を定めるなどの法律や手続きの改正も行う。
- セックスワーカーの人権を守るために、法執行官および社会福祉関係者に対し研修と監視を実施する。

### **搾取からの保護**

性産業における搾取は、労働法違反（例えば健康や安全に関するもの）、奴隷的な従事や強制労働などのような深刻な形での搾取も含めて、多様な形態をとります。国家は、セックスワーカーも含め、人びとを搾取と虐待から守る義務があります。AI は、セックスワークが犯罪として扱われなければ、セックスワーカーが労働法関係の保護によって搾取から守られる道が広がると考えています。同様に、警察やその他の公的機関にアクセスしても犯罪者として追及され処罰されるおそれがないのであれば、セックスワーカーは今以上に自らの人権を主張し搾取からの法的保護を求めることができるようになります。

国家は通報と捜査の十分なメカニズムを設け、法的に保護するなど、セックスワーカーを搾取から包括的に保護しなければならないと AI は考えています。それは例えば以下のようなことですが、これだけに限定されません。

- 労働・雇用関係法：国家は、あらゆる事業と雇用に適用される規制、またはセックスワークに特化した規制の導入によってセックスワークを規制することができます。AIは、国家がセックスワークを特別の規制が必要な形態の仕事であると認定するべきか、また、その規制が具体的にどのような形であるべきかについて立場を持ちません。
- その他の刑法：国家はセックスワーカーが人身取引以外の広範な形態の搾取からの十分な法的保護を得られるようにしなければなりません。これらの保護は身体的、性的暴力、権限の乱用、強制労働またはその他の明確に規定された搾取行為に対する、より一般的な法律による規制でも可能です。
- 人身取引禁止法：国家は、あらゆる目的のための人身取引を犯罪とするのに必要な立法その他の措置の採用など、人身取引を防止し、抑止し、処罰するという国際法上の義務を果たします。こうした法律は、人権基準を満たすものでなければなりません。

これらの法律の適用にあたっては、暴力の被害者が法的、社会的保護および被害回復を求められるようにしなければならず、移民の場合には、入国管理手続きの支援（とりわけ、人身取引禁止に関する捜査と訴追の場合）も受けられるようにするべきです。さらに、違法行為を強制された被害者を処罰の対象としないようにするべきです。

### セックスワークの規制

セックスワークの非犯罪化はセックスワークについて一切の規制をしないという意味ではありません。むしろ、法律はセックスワークのあらゆる側面を犯罪としてとらえようとするのでなく、セックスワーカーを搾取と虐待から守る方向に向かうべきです。

国家は、個人営業や非公式の形態での労働によって生計を得ている人も含めて、セックスワーカーを含むすべての人が搾取されず、公正で好ましい労働条件（安全も含む）を得られようとする義務があります。国家がセックスワークを職業としてはっきりと認めておらず、非犯罪化もされていない場合でも、セックスワーカーが労働および雇用の面で関連する保証規定によって保護されなければならないと認める動きが国際、地域、国家レベルで存在します。

AIは、セックスワークの規制が他の事業や雇用を対象とする一般的な法制の中でなされるべきか、あるいは別の形であるべきかなど、具体的なありかたについては立場をとりません。しかしセックスワーカーの協力を得て決定され、人権基準に適合したものでなければなりません。

国家は性サービスの販売を規制することができますが、その規制は国際人権法に適合し、適法な目的を持ち、その目的を達成するために適切であり、法によって定められ、達成を

目指す適法な目的のために必要かつ相当で、差別的でないものでなければなりません。例えば、一般公衆に向けた広告に性的な画像を使うことや、そうした広告を行う時間と場所を規制することができます。しかしその規制が、セックスワークができなくなったり危険になったり、セックスワーカーが安全のために共同で営業（例えば集団組織化）することができなくなったりするような、セックスワークを制限する目的であれば適法とはいえません。

規制はセックスワーカーの判断を尊重し、セックスワークに従事するすべての人が安全な環境で、搾取を受けることなく、自分が望むように仕事を続けたりやめたりすることができるものにするべきです。

**セックスワークの規制に関して、国家は以下のことを実現しなければなりません。**

- セックスワーカーの権利を尊重し、公正で好ましい労働条件に対する権利を守る。
- 規制の枠組みは国際人権法に適合し、セックスワーカーの安全と人権の尊重を規制の最優先の目的とする。
- 規制の枠組みを作るにあたっては、さまざまな形態の差別を受けている人も含めたセックスワーカーの意味ある参加と意見聴取を行う。
- セックスワーカーには団結する権利、労働組合を結成・加入する権利があることを認める。

## 同意

AI のセックスワークの定義でカギとなるのは人身取引や性的搾取、性的暴力、ジェンダーに基づく暴力と区別する要素として「同意」に焦点を当てることです。国際法で同意という言葉の明確な定義はありませんが、このポリシーでは、特定のセックスワークに従事するという自発的かつ継続中の同意を意味しています。性行為への同意は暴力への同意を意味しません。セックスワーカーは、他の人びとと同様に性行為をしたり売ったりすることへの同意をいつでも変更したり撤回することができ、すべての関係者（顧客、潜在的顧客、第三者、警察、裁判官及び他の法執行官）はそれを尊重しなければなりません。考えが変わったり、撤回したりした場合も含めて、同意が自発的でなかったり継続していなかったら、レイプ、人権侵害になり、犯罪として取り扱わなければなりません。同意の有無を認定するにあたっては、性を売る当事者たちの意見、見通し、経験を最も重視して、事実と状況を踏まえた判断がなされなければなりません。法執行機関、その他の政府組織や顧客は多くの場合、ステレオタイプに基づいて、（仕事で頻繁に性行為をしているのだから）セックスワーカーが常に性行為に同意している、あるいは逆に、（性を売るなどということに理性を持って同意することはあり得ないから）決して同意していないと推定します。こうした思い込みはセックスワーカーの人権、特にその安全、司法へのアクセス、法の下の平等

な保護などの権利を侵害することにつながります。セックスワークを犯罪化している場合、しばしばこのような問題のある推定が多くなります。

性を売るという決断には貧困や周縁化が影響している可能性があります。しかしそのような状況があるからといって、個人の同意が弱くなったりなくなったりするとは限りません。追い詰められた状況下でも、脅迫、暴力、権限の乱用といった例外的な強制状態でない限り、人は自分の生活について決定する能力を失いません。

しかしながら、貧困、国外追放、紛争などがある中での決断は、搾取を受けるリスクが高くなります。国家はすべての人を搾取および搾取を生み出す条件から守る義務があります。しかし、その過程で国家は同意に基づくセックスワークに従事する成人の判断を尊重しなければなりません。国家は、セックスワーカーの選択とコントロールの力を高め、搾取が発生する条件をなくさなければなりません。

### セックスワークからの離脱

複雑に絡み合う差別は、性を売ることを考える人たちの雇用の幅を狭めるのと同様に、セックスワークから離脱する能力を失わせます。セックスワークを辞めることはとりわけ女性にとってはいくつもの理由で難しいことです。女性は教育を受ける機会が限られる結果、職業選択の機会も限られます。家族の世話をしなければならず、仕事に就く機会が失われます。また、結婚、離婚、相続に関する法律などで土地や財産について権利がないこともあります。女性を差別する文化的枠組みがある場合もあります。これに加えて、性的指向、性自認、人種、カースト、民族、先住民、移民などの立場を理由とした差別や格差に直面する人びとが、セックスワークをやめることが非常に困難である場合もあります。また、セックスワークに従事したことで犯罪歴がある人は、他の仕事に就くことが難しく、セックスワークを離れることが困難になります。

国家は、差別と格差を取り除き、社会に十分なセーフティネットを提供し、貧困や差別のためにセックスワークに依存しなければならない人をなくし、希望するときはいつでもやめることができるようにする責務があります。

**セックスワークをやめられるように保証するために、国家は以下のことを実現しなければなりません。**

- 給付金、教育、訓練、自由に選べる代替職業などの提供を適時、適切に提供する。
- 様々な形態の差別を受けている人びとを含めたセックスワーカーの意味のある参画のもとに、セックスワーカーの体験を踏まえ、各人のありかたを尊重したサポートプログラムを立案・実行する。

- セックスワーカーが強制的な「矯正」プログラムへの参加を強いられないようにする。
- セックスワークにおいて人権侵害と搾取の被害を受けた人への的を絞ったサポートを提供する。
- （犯罪歴や職歴のチェックなど）別の仕事や副業につくことへの障害やセックスワークをやめるための法的障害を取り除き、過去にセックスワークについていたことによる差別から守る措置をとる。
- 経済活動の機会を奪うような差別的な法律、政策、慣習の改善を含め、雇用の分野における女性とトランスジェンダーの人びとに対するジェンダー不平等と差別の解消に取り組み、こうした人びとの平等な経済参加を阻むジェンダーステレオタイプと固定的なジェンダー役割と偏見を取り除く措置を取り、ジェンダーステレオタイプに基づく職業分離の解消のために、暫定特別措置を含めた効果的な措置を採用する。
- ジェンダー分類にあてはまらない人びとの教育と雇用の機会を奪い、官民からの暴力を助長するような汚名と差別の解消に取り組み、ジェンダーの規範にあてはまらない人びとに対する処罰につながるようなジェンダーステレオタイプをなくすことに取り組み。

## 人身取引

人身取引は重大な人権侵害であり、国家は国際人権法と国際刑事法に基づきそれを犯罪として認定する義務があります。AI は、人身取引を犯罪とすることを支持し、国家がそれに対する効果的な法的保護を保証するよう呼びかけています。国家は、人身取引の加害者を捜査し、訴追し、司法の裁きを与えるとともに、被害者に対して正義と損害回復および必要なすべての支援を提供しなければなりません。人身取引の被害者は犯罪化するべきではありません。

国連の人身取引議定書は次の3つの要件をもって人身取引を定義しています。

1. 行為：人を獲得、輸送、引き渡し、蔵匿、収受する行為。
2. 手段：行為の達成の手段として、脅迫または暴力による強制、誘拐、詐欺、欺瞞、権限の乱用、弱い立場へのつけ込み、保護者の同意獲得に対する報酬の授受などが用いられる。
3. 目的：（行為や手段が）明確に搾取を目的としていること。

国連の人身取引議定書における「人身取引」は、上記3つの要件をすべて満たしていなければなりません。唯一の例外は、被害者が子どもであるときです。この場合、「手段」の要件は必要ありません。

セックスワーク（成人間の同意に基づくものでなければなりません）は人身取引とは別物

です。人身取引とセックスワークの混同は、すべての商業的性行為を根絶させるような広範で行き過ぎた措置につながります。そのようなアプローチをすれば、事実上セックスワーカーの権利を侵害することになり、セックスワーカーと人身取引の被害者が暴力と危害を受けやすくなるおそれがあります。さらには、そうした取り組みが人身取引の防止（予防、被害者の発見と保護、加害者の訴追のサポート）に効果的であるという証拠はありません。